

府中市地域防災計画（平成 19 年度修正）の主な修正項目及び修正概要

【 震災編 】

第 1 部 総則

修正項目	修正概要										
第 2 章 首都直下地震による被害想定 第 2 節 被害想定	<p>震災計画の前提条件として、東京都防災会議が平成 18 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定報告書」のうち、府中市における被害が最大となる地震を計画の前提と位置づけることとした。</p> <p>1 想定地震</p> <table border="1" data-bbox="646 891 1364 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="646 891 837 945">項 目</th> <th data-bbox="839 891 1364 945">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="646 947 837 992">種 類</td> <td data-bbox="839 947 1364 992">多摩直下地震（プレート境界多摩地震）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 994 837 1039">震 源</td> <td data-bbox="839 994 1364 1039">東京都多摩地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1041 837 1086">規 模</td> <td data-bbox="839 1041 1364 1086">マグニチュード（以下、「M」と表記する。）7.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1088 837 1137">震源の深さ</td> <td data-bbox="839 1088 1364 1137">約 30～50 km</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 気象条件等</p> <p>気象条件は、各項目の被害が最大となる季節、時刻、風速とし、冬の夕方 18 時の風速 6m/s 及び風速 15m/s とした。</p> <p>被害想定結果の概要として、東京都防災会議が平成 18 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定報告書」のうち、府中市における被害想定の結果を記載した。</p>	項 目	内 容	種 類	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）	震 源	東京都多摩地域	規 模	マグニチュード（以下、「M」と表記する。）7.3	震源の深さ	約 30～50 km
項 目	内 容										
種 類	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）										
震 源	東京都多摩地域										
規 模	マグニチュード（以下、「M」と表記する。）7.3										
震源の深さ	約 30～50 km										

修正項目		修正概要	
表 被害想定 (首都直下地震による東京の被害想定報告書 (平成18年5月公表)より抜粋)			
		前提条件	被害想定
		夜間人口	226,769人
		昼間人口	221,456人
		面積	29.34 km ²
震度別面積率	5	弱以下	0.0%
	5	強	0.0%
	6	弱	100.0%
	6	強	0.0%
建物棟数	木	造	44,449棟
	非木	造	9,723棟
物的被害	建物被害(全壊)		528棟
	原因別	ゆれによる建物倒壊	488棟
		急傾斜地崩壊	40棟
	ゆれによる建物全壊	木造	475棟
		非木造	34棟
	急傾斜地崩壊危険箇所		8箇所
	交通	道路	—
		鉄道	—
	ライフライン	電力施設	停電率 9.5%
		通信施設	不通率 8.9%
		ガス施設	供給停止率 0.0%
		上水道施設	断水率 22.0%
		下水道施設	下水道管きよ被害率 30.2%
	火災	出火件数	
焼失面積		4.64 km ²	
焼失棟数倒壊建物を含む		11,519棟	
焼失棟数倒壊建物を含まない		6,223棟	

修正項目	修正概要		
	人的被害	死者	72人
		原因別	
		建物被害屋内収容物	6人
		急傾斜地崩壊	2人
		火災	55人
		ブロック塀等	8人
		落下物	-
		負傷者	1,569人
		原因別	
		ゆれによる建物倒壊	602人
		屋内収容物の移動・転倒	382人
		急傾斜地崩壊	3人
		火災	493人
		ブロック塀等	83人
		落下物	6人
		うち重傷者	224人
		原因別	
		ゆれ液状化による建物倒壊	32人
		屋内収容物の移動・転倒	65人
		急傾斜地崩壊	1人
		火災	108人
		ブロック塀等	18人
		落下物	-
その他			
避難者の発生(ピーク:1日後)	50,361人		
帰宅困難者の発生	32,332人		
エレベーター閉じ込め台数	63台		
災害時要援護者死者数	19人		
自力脱出困難者	105人		
震災廃棄物	30万t		
※1 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。			
※2 帰宅困難者には、国内各地や海外からの訪問者を含む。			

修正項目	修正概要		
	表 避難者数		
	避難者	44,797 人	
	直後	避難所生活者	29,118 人
		疎開者	15,679 人
	避難者	50,361 人	
	1日後	避難所生活者	32,734 人
		疎開者	17,626 人
	避難者	49,206 人	
	4日後	避難所生活者	31,984 人
		疎開者	17,222 人
	避難者	44,797 人	
	1ヶ月後	避難所生活者	29,118 人
		疎開者	15,679 人
	表 距離別帰宅困難者数		
		帰宅困難者数	
	～10km 未満	0 人	
	10km～20km 未満	14,524 人	
	20km～30km 未満	10,720 人	
	30km～50km 未満	5,989 人	
	50km～	1,099 人	
	合計	32,332 人	
(滞留者数)	164,392 人		
表 滞在目的別帰宅困難者数			
	帰宅困難者数		
業務	7,289 人		
学校	784 人		
私事	24,259 人		
合計	32,332 人		
(滞留者数)	164,392 人		

修正項目	修正概要																																										
	<p style="text-align: center;">表 距離別滞留者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">滞 留 者 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5km 未満</td> <td style="text-align: right;">98,890 人</td> </tr> <tr> <td>5km～10km 未満</td> <td style="text-align: right;">18,642 人</td> </tr> <tr> <td>10km～20km 未満</td> <td style="text-align: right;">29,047 人</td> </tr> <tr> <td>20km～30km 未満</td> <td style="text-align: right;">10,720 人</td> </tr> <tr> <td>30km～50km 未満</td> <td style="text-align: right;">5,989 人</td> </tr> <tr> <td>50km～</td> <td style="text-align: right;">1,099 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">164,392 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 帰宅方面別滞留者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">滞 留 者 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都中心部</td> <td style="text-align: right;">2,195 人</td> </tr> <tr> <td>東京都区部</td> <td style="text-align: right;">6,248 人</td> </tr> <tr> <td>東京都西部</td> <td style="text-align: right;">140,878 人</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td style="text-align: right;">6,553 人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td style="text-align: right;">7,743 人</td> </tr> <tr> <td>千葉県・茨城南部</td> <td style="text-align: right;">775 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">164,392 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 滞在目的別滞留者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">滞 留 者 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業 務</td> <td style="text-align: right;">37,062 人</td> </tr> <tr> <td>学 校</td> <td style="text-align: right;">3,985 人</td> </tr> <tr> <td>私 事</td> <td style="text-align: right;">123,345 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">164,392 人</td> </tr> </tbody> </table>		滞 留 者 数	～5km 未満	98,890 人	5km～10km 未満	18,642 人	10km～20km 未満	29,047 人	20km～30km 未満	10,720 人	30km～50km 未満	5,989 人	50km～	1,099 人	合 計	164,392 人		滞 留 者 数	東京都中心部	2,195 人	東京都区部	6,248 人	東京都西部	140,878 人	埼玉県	6,553 人	神奈川県	7,743 人	千葉県・茨城南部	775 人	合 計	164,392 人		滞 留 者 数	業 務	37,062 人	学 校	3,985 人	私 事	123,345 人	合 計	164,392 人
	滞 留 者 数																																										
～5km 未満	98,890 人																																										
5km～10km 未満	18,642 人																																										
10km～20km 未満	29,047 人																																										
20km～30km 未満	10,720 人																																										
30km～50km 未満	5,989 人																																										
50km～	1,099 人																																										
合 計	164,392 人																																										
	滞 留 者 数																																										
東京都中心部	2,195 人																																										
東京都区部	6,248 人																																										
東京都西部	140,878 人																																										
埼玉県	6,553 人																																										
神奈川県	7,743 人																																										
千葉県・茨城南部	775 人																																										
合 計	164,392 人																																										
	滞 留 者 数																																										
業 務	37,062 人																																										
学 校	3,985 人																																										
私 事	123,345 人																																										
合 計	164,392 人																																										
第3章 減災目標	<p>都では、平成 18 年度に公表した被害想定及び地震防災対策特別措置法に基づいた「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」として減災目標を掲げている。このため、市は都と共に震災時の被害の軽減を図るべく減災のための対策を推進することとした。</p>																																										
第1節 死者の半減	<p>都では、住宅の倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者を半減しているため、市も都と同様に死者の半</p>																																										

修正項目	修正概要
	減に努めるべく、目標達成のための主な対策を記載した。 また、火災による死者も都と同様に半減に努めるべく、目標達成のための主な対策を記載した。
第2節 避難者の減	都では、住宅の倒壊や火災による避難者の減に努めるとしているため、市も都と同様に避難者の減に努めるべく、目標達成のための主な対策を記載した。 また、ライフライン被害等による避難者も都と同様の減に努めるべく、目標達成のための主な対策を記載した。
第3節 外出者の早期帰宅	都では、外出者の早期帰宅に努めるとしているため、市も都と同様に外出者の早期帰宅に努めるべく、目標達成のための主な対策を記載した。

第2部 災害予防計画

修正項目	修正概要
第2章 施設構造物等の安全化 第3節 エレベーター対策	平成17年の千葉県北西部地震では多くのエレベーターが停止し、それに伴い長時間にわたる閉じこめが発生したことを踏まえ、エレベーター対策として、閉じ込め防止機能の向上や救出体制の構築、早期復旧体制などを定めた。
第5節 落下物等の防止 第2項 現況・事業計画 4 家具類の転倒防止	市は、高齢者や障害者の世帯を対象に家具類の固定を行う補助制度や家具類転倒・落下防止器具の取付け事業の推進を図ることとした。 また、耐震診断や耐震改修といった、震災対策の相談窓口を設けるなど、必要な対策を講じることとした。
第3章 地震火災等の防止 第5節 高層建築物等における安全対策	都市型災害対策の強化を図るため、高層建築物等における安全対策として、火災予防対策、避難対策、防火管理対策、消防活動対策などを定めた。
第6章 事業継続計画（BCP）の策定	災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、通常業務の一定のレベルを確保するため、事業継続計画の必要性及び推進について記載した。
第1節 BCPの役割	BCPの役割や特徴について記載した。
第2節 市政のBCP等の策定	災害に備えた平常時からの情報伝達整備や災害時の応急活動の迅速かつ確かな実施の重要性などについて記載した。

修正項目	修正概要
第3節 事業者のBCPの策定	事業者の事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、市は都とともに事業者団体等を通じて事業者が事業継続計画の策定を推進するよう働きかけることとした。

第3部 災害応急対策計画

修正項目	修正概要
第2章 情報の収集と伝達 第1節 情報連絡体制	主な通信施設等の整備として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入の検討や、携帯電話被害情報システムの活用の検討について記載した。
第8章 医療救護計画 第4節 防疫及び保健衛生 第4項 動物管理	災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想されることから、動物愛護の観点に基づき、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体などとの協力体制の確立に努めるなど、動物管理に関する事項について定めた。
第9章 避難計画 第3節 避難所の開設・運営 第7項 災害時要援護者対策	消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指すこととした。
第10章 外出者対策 第1節 意識啓発	都市型災害対策の強化を図るため、外出者対策として、想定される状況や外出者の行動ルール、帰宅困難者の心得10か条などについて定めた。 また、各機関や団体等の役割についても定めた。
第2節 駅周辺の混乱防止対策	駅での情報提供や帰宅情報の提供のほか、駅周辺混乱防止対策協議会の設置について定めた。 また、各機関や団体等の役割についても定めた。
第3節 一時収容施設の確保	一時収容施設の基本的な考え方や各機関や団体等の役割について定めた。
第4節 事業所等における外出者対策	組織は組織で対応するといった基本原則や一斉帰宅行動の抑制などの基本的な考え方や、地域の応急復旧活動への参加などの事業所の役割について定めた。

修正項目	修正概要
第5節 帰宅支援	都、市及び関係機関等の帰宅支援策について定めた。

【 風水害編 】

第2部 災害予防計画

修正項目	修正概要
第1章 水害予防対策 第3節 土砂災害に関するソフト対策	土砂災害防止法に基づき、平常時からの情報共有や土砂災害に関する情報の収集・伝達、土砂災害警戒情報などの情報の収集・伝達に関する内容について定めた。 また、避難勧告等の発令に関する内容についても定めた。
第4節 浸水対策	洪水避難マップの作成・公表や地下空間への浸水被害対策、浸水想定区域内に所在する施設などに関する内容について定めた。
第5節 都市型水害対策	都市型水害対策として、下水道施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、雨量等の情報提供、洪水避難マップの作成・公表などの実施状況について記載した。

第3部 災害応急対策計画

修正項目	修正概要
第2章 情報の収集と伝達 第2節 情報連絡体制 第2項 主な通信施設等の整備	主な通信施設等の整備として、携帯電話被害情報システムの活用の検討について記載した。
第4章 水防活動計画 第1節 計画目標	洪水、内水はん濫又は集中豪雨等により、浸水被害の発生又は発生の恐れが生じた場合の応急対策の必要性を示した。
第2節 水防活動	洪水の恐れがあるときの、府中市、東京都建設局及び消防署の各水防機関の水防活動について定めた。
第9章 医療救護計画 第4節 防疫及び保健衛生 第4項 動物管理	災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想されることから、動物愛護の観点に基づき、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力

修正項目	修正概要
	体制の確立に努めるなど、動物管理に関する事項について定めた。
第10章 避難計画 第1節 避難態勢	避難準備に関する内容を記載した。
第2節 避難勧告等の判断・伝達	国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成することとした。
第3節 避難所の開設・運営 第2項 避難所の設置	<p>避難所は、府中市多摩川洪水避難マップ等を踏まえて、水害時にも浸水することがない安全な施設を指定することとした。</p> <p>また、避難所まで安全に避難できる避難経路についても指定することとした。</p>
第5項 安全な避難方法の確保	<p>市は市民がきちんと理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定めることとした。</p> <p>また、高層ビル等への一時避難が必要となる地区において、ビル等の所有者との協定の締結に努めることとした。</p>
第8項 災害時要援護者対策	消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指すこととした。
第11章 飲料水・食料・生活必需品等 供給計画 第2節 食料の供給	<p>食料の備蓄・調達に関して、備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置することとした。</p> <p>また、浸水が想定される地域にある既存の備蓄倉庫においては、浸水対策を充実・強化することとした。</p>

【 災害復旧計画・復興計画編 】

修正項目	修正概要
第2章 激甚災害の指定計画 第3節 激甚災害指定基準	激甚災害の指定基準について記載した。
第4節 局地的激甚災害指定基準	局地的な激甚災害の指定基準について記載した。
第3章 復興計画 第2節 復興の全体像	復興を円滑に進めるにあたっての地域住民との合意形成の重要性や、復興のプロセスのパターンなどについて記載した。

【 大規模事故対策編 】

府中市地域防災計画の風水害編から、大規模事故対策に関する記載内容を抽出し、新たに大規模事故対策編として作成した。